

第 5 0 号議案

長岡京市議会議員及び長岡京市長の選挙における選挙運動用 自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

長岡京市議会議員及び長岡京市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 6 年長岡京市条例第 1 4 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）の改正に伴い、選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費の限度額を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市議会議員及び長岡京市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営
に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市議会議員及び長岡京市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に關
する条例（平成6年長岡京市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払） 第9条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。	（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払） 第9条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の長岡京市議会議員及び長岡京市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。